

「平成 23 年（2011 年）東北地方太平洋沖地震」等に伴う 福島県土砂災害警戒情報の暫定基準の変更について

平成 23 年 3 月 11 日に発生した「平成 23 年（2011 年）東北地方太平洋沖地震」等により、震度 5 強以上を観測した市町村では地盤が脆弱になり、雨による土砂災害の危険性が通常より高まったと考えられるため、福島県と福島地方気象台は、土砂災害警戒情報の発表基準について通常より引き下げた暫定基準を設けて運用してきました。

土砂災害警戒情報の暫定基準は、地震発生後の土砂災害発生状況と降雨の状況並びに土砂災害危険箇所の点検結果等を勘案して、適切な見直しを行うこととしております。

今般、福島県と福島地方気象台が、土砂災害発生状況と降雨の状況、土砂災害危険箇所の点検結果をもとに検討した結果、下記のとおり土砂災害警戒情報の暫定基準を変更することとしましたのでお知らせします。

なお、今後も降雨状況等により、再度基準を見直してまいります。

記

1 暫定基準変更日時

平成 24 年 3 月 22 日 13 時

2 暫定基準の変更

《暫定基準を変更する地域》

【通常基準の 6 割を 8 割に変更】 いわき市

《暫定基準を廃止して通常基準とする地域》

【通常基準の 6 割で運用していた地域】

福島市、郡山市、郡山市湖南、白河市、須賀川市、相馬市、二本松市、田村市、南相馬市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町、鏡石町、天栄村、天栄村湯本、猪苗代町、西郷村、中島村、矢吹町、棚倉町、玉川村、浅川町、古殿町、小野町、広野町、檜葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、新地町、飯舘村

【通常基準の 8 割で運用していた地域】

会津若松市、喜多方市、大玉村、磐梯町、会津坂下町、会津美里町、泉崎村、矢祭町、石川町、平田村、三春町、葛尾村

